

令和6年12月18日

(お知らせ)

## 環境省有資格業者に対する指名停止措置について

<宮城県政記者会、東北電力記者会同時発表>

環境省東北地方環境事務所は、本日、快聲堂に対して指名停止措置を行いました。詳細は別紙のとおりです。

<問い合わせ先>

環境省東北地方環境事務所 総務課

課長：菊池 豊

課長補佐：横田 亮之

TEL：022-722-2870

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所
快聲堂	東京都青梅市河辺町五丁目 25- 2 -505

2 指名停止措置期間：

令和 6 年 12 月 18 日～令和 7 年 1 月 17 日（1 ヶ月）

3 指名停止措置の範囲：

東北地方環境事務所管内

4 事 実 概 要：

東北地方環境事務所が発注する「令和 6 年度磐梯朝日国立公園磐梯吾妻・猪苗代地域 GIS データ作成及び供覧用総括図印刷業務」について、令和 6 年 11 月 7 日に入札を行い、快聲堂が落札者となったが、その後、当該契約の履行が困難であるとして、契約締結の辞退に至った。

5 指名停止措置理由：

上記のことは、「物品の製造契約、物品の製造契約及び請負契約に係る指名停止等措置要領について」（平成 30 年 7 月 12 日付環境会第 1807124 号大臣官房会計課長通知）別表第 2 第 14 号に該当する。

○物品の製造契約、物品の製造契約及び請負契約に係る指名停止等措置要領

別表第 2 - 抜粋 -

措 置 要 件	期 間
(不正又は不誠実な行為) 14. 別表 1 及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、請負契約等の相手方として不適正であると認められるとき。	当該認定をした日から 1 ヶ月以上 9 ヶ月以内